

平成24年10月1日制定
平成29年4月1日改定
平成30年4月1日改定
令和5年5月18日改定
令和5年4月1日改定
令和8年4月1日改定

長崎県土木部建築課・営繕課

設計委託業務における段階確認等の実施要領

1. 段階確認対象委託業務

土木部営繕課が発注する全ての設計委託業務を対象とする。

2. 工程管理

業務計画書等をもとに、監督職員が業務委託の工程管理を行う。

業務に遅れが見られる場合は、委託業者に督促すると共に、必要に応じ業務計画の見直しを指示する。

なお、地方機関発注予定工事の場合は、本庁の担当者は、委託業者から業務計画書等が提出された後速やかに、地方機関の監督員に「業務計画書等」及び「委託業務特記仕様書」を送付する。

3. 設計打ち合わせ

1) 実施時期と開催場所

契約後、速やかに現場において開催する。

2) 参加者

○依頼課（必要に応じ参加）

○施設管理者

○受注者：管理技術者、建築・電気・機械の担当者

○発注者：建築・電気・機械の監督員等

3) 確認項目

○要望等のヒアリング、現場踏査

4. 段階確認①

1) 実施時期と開催場所

配置図及び平面図（設備についてもある程度プロットされた図面）完成後、現場

において速やかに開催する。なお、現場で行うことが合理的でない場合は、振興局等で開催する。

※業務工程表により、あらかじめ日程を設定する。

2) 参加者

○施設管理者

○受注者：管理技術者（必要に応じ参加）、建築・電気・機械の担当者

○発注者：建築・電気・機械の監督員等

3) 確認項目

○別紙「照査項目」照査①を参照

5. 段階確認②

1) 実施時期と開催場所

全ての図面及び概算設計書完成後、現場において速やかに開催する。なお、現場で行うことが合理的でない場合は、振興局等で開催する。

※業務工程表により、あらかじめ日程を設定する。

2) 参加者

○施設管理者（必要に応じ参加）

○受注者：管理技術者、建築・電気・機械の担当者

○発注者（建築・電気・機械の監督員等）

3) 確認項目

○別紙「照査項目」照査②を参照

6. 段階確認③④

①実施時期と開催場所

全ての設計図書完成後、現場において速やかに開催する。なお、現場で行うことが合理的でない場合は、振興局等で開催する。

※業務工程表により、あらかじめ日程を設定する。

②参加者

○受注者：管理技術者（必要に応じ参加）、建築・電気・機械の担当者、
積算担当者（必要に応じ参加）

○発注者：建築・電気・機械の監督員等

③確認項目

○別紙「照査項目」照査③④を参照

7. 完了検査

①実施時期と開催場所

業務委託完了後10日以内に、工事発注予定機関の事務所（委託業者が長崎管内及びその周辺地区の場合は本庁でも開催できる。）において速やかに開催する。

※業務工程表により、あらかじめ日程を設定する。

②参加者

○受注者：管理技術者、建築・電気・機械の担当者等

○発注者：検査員、建築・電気・機械の監督員等

8. その他

①電気、機械の担当者と日程調整が難しい場合は、別々に開催することができる。

ただし、後日、担当者間で確認を行うこと。

②段階確認等の全体フローは次図のとおり。

■設計委託業務段階確認等全体フロー図

< > : 必要に応じ参加

